

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案の概要

法律改正の趣旨

特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有する法人)である国立環境研究所は、幅広い研究・環境技術開発に総合的に取り組む研究所として、我が国の環境政策の企画・立案、各種基準の設定に当たって必要となる科学的基盤を提供する等、重要な役割を担ってきている。

今後、環境問題が多様化、複雑化していく中、その役割は一層重要になっている。

他方、独立行政法人制度においては、各法人の中期目標期間の終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うこととしており、効率的な運営を確保する観点から、現在、独立行政法人の役職員の身分の非公務員化が進められている。



このため、国立環境研究所においても、民間を含めた内外の研究機関との研究・人事交流のより一層の促進等を通じて研究所の効率的な運営を確保し、研究所の改革を推進する観点から、**特定独立行政法人以外の独立行政法人(役職員が国家公務員身分を有しない法人)**への移行を図るべく、**所要の措置を講ずることとする。**

法律案の概要

1 特定独立行政法人とする規定の削除

独立行政法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)を特定独立行政法人とする規定を削除し、研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。

2 秘密保持義務

研究所の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

3 みなし公務員規定

刑法その他の罰則の適用について、研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。

4 施行期日

平成18年4月1日

5 経過措置等

職員の引継ぎに係る経過措置等について所要の規定を設けること。